

徳島県告示第三百号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、つるぎ町長及び東みよし町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年五月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 つるぎ町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

つるぎ町

(二) 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

(三) 成果の名称

つるぎ町貞光の一部の地籍図及び地籍簿（貞光四十四地区）

(四) 調査を行った地域

美馬郡つるぎ町貞光の一部（貞光四十四地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月十五日

2 (一) 調査を行った者の名称

つるぎ町

(二) 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

(三) 成果の名称

つるぎ町一字の一部の地籍図及び地籍簿（一字三十二地区）

(四) 調査を行った地域

美馬郡つるぎ町一字の一部（一字三十二地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月十五日

二 東みよし町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

東みよし町

(二) 調査を行った時期

令和五年度及び令和六年度

(三) 成果の名称

東みよし町東山字法市の一部の地籍図及び地籍簿（八夕・法市一地区）

(四) 調査を行った地域

三好郡東みよし町東山字法市の一部（八夕・法市一地区）

(五) 認証年月日

令和七年五月十五日

2 (一) 調査を行った者の名称

東みよし町

- (二) 調査を行った時期  
令和五年度及び令和六年度
- (三) 成果の名称  
東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田十六地区）  
調査を行った地域  
三好郡東みよし町毛田の一部（毛田十六地区）  
認証年月日  
令和七年五月十五日
- (四) 調査を行った者の名称  
東みよし町
- (五) 調査を行った時期  
令和五年度及び令和六年度
- (三) 成果の名称  
東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田十七地区）  
調査を行った地域  
三好郡東みよし町毛田の一部（毛田十七地区）  
認証年月日  
令和七年五月十五日
- (四) 調査を行った者の名称  
東みよし町
- (五) 調査を行った時期  
令和五年度及び令和六年度

3

(一) 調査を行った者の名称